



(仮)前橋市 文化振興基本方針(案)

2021 年 3 月

■前橋市

はじめに（市長巻頭言）

PROLOGUE

第1章	策定の趣旨	1
1	目的	1
2	本方針の位置付け	2
3	文化の捉え方	2
4	方針の期間	2
第2章	前橋市の文化振興における現状と課題	3
1	第七次前橋市総合計画	3
2	文化に関する市民の意識	3
3	文化事業の拠点となる文化施設	7
4	本市における文化振興をめぐる課題	9
第3章	大切にしていける視点と具体的な取り組み	10
1	文化振興のために大切にしていける視点	10
2	大切にしていける視点と具体的な取り組み	12
第4章	方針の推進に向けて	20
1	基本的なスタンス	20
2	推進に向けた連携の強化	20
3	方針の運用イメージ	21

第1章 策定の趣旨

1 目的

前橋市では、2015 年 4 月に「前橋市文化振興条例」（以下、「文化振興条例」という。資料編参照。）を施行し、5つの基本理念にのっとり、市と市民等が協働で文化を振興し、心の豊かさが実感できるまちづくりを推進するとともに、市民力と英知を結集し、前橋文化（郷土に愛着を感じ、地域の内外に誇れる前橋の文化）の創造と文化を基盤としたまちづくりの実現を目指してきました。

この文化振興基本方針（以下、「方針」という。）は、文化振興条例第6条に基づき、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としております。

《文化振興条例における5つの基本理念》

- 1 文化が持つ多様性並びに市民等の自主性及び創造性を尊重し、市民等の生活の充実を図ります。
- 2 文化活動の担い手である人材を発掘し、育成するとともに、その能力を十分に発揮することができる環境の整備を図ります。
- 3 文化を知識情報化社会における重要な地域資源と位置付け、産業、観光等の振興に関する施策と連携を図ります。
- 4 地域の内外に広く文化が発信され、文化による交流及び広域的な連携を図ります。
- 5 文化が長い時間をかけて培われ、根付き、次代に継承される点を考慮し、長期的かつ継続的な視点で取り組みます。

2 本方針の位置付け

本方針は、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施するために、文化振興に関する基本的な方針を定めることを規定した文化振興条例第6条に基づくものです。

3 文化の捉え方

本方針における「文化」とは、文化芸術基本法（以下、「基本法」という。）を踏まえ、概ね基本法と同様とします。加えて、前橋文化（郷土に愛着を感じ、地域の内外に誇れる前橋の文化）や本市固有の伝統芸能及び民族芸能を含む「歴史文化遺産」の振興を重点的に取り組む分野とします。

（参考）基本法における文化芸術の範囲

大分類	分野（ジャンル）
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎など
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民族芸能（地域の人々によって行われる民族的な芸能）

4 方針の期間

本方針の期間は、第七次前橋市総合計画の計画期間（2018年度～2027年度）を踏まえ、2020年度から2028年度までとします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて期間中にも方針の改定を検討します。

第2章 前橋市の文化振興における現状と課題

1 第七次前橋市総合計画

第七次前橋市総合計画は、市民がまちに愛着や誇りを持ち、多様な価値観のもと、それぞれの自己実現が図られ、繋がり合うことを目指して、「前橋らしさ」を発揮しながら、持続可能なまちづくりを進めるために地域全体で方向性を共有するための計画です。

○ビジョン : めぶく。

(基本理念) ~良いものが育つまち (Where good things grow.) ~

○政策方針

<将来都市像>

新しい価値の創造都市・前橋

~市民一人ひとりが個性と能力を生かし、個々に輝く

ことにより新しい前橋らしさを創造するまち~

<行動指針>

1 認め合い、支え合う

2 つながり、創造する

3 未来への責任を持つ

<まちづくりの柱>

教育・人づくり

結婚・出産・子育て

健康・福祉

産業振興

シティプロモーション

都市基盤

○計画期間 : 2018年度~2027年度

2 文化に関する市民の意識

文化振興条例に基づくまちづくりの実現に向けて、現状を把握するため、2019年に本市が実施した「第18回市民アンケート調査報告書」及び、文化庁が実施した「文化に関する世論調査報告書」から、以下の項目について取り上げました。

① 芸術・文化に触れる環境について

本市が、実施した第18回市民アンケート調査報告書(2019年度)によると、58.1%の市民が、前橋市の自然・歴史文化・食・風土などに「誇りを感じる」「どちらかといえ

を感じる」と回答する一方、過去１年間に文化芸術の「鑑賞や体験をしていない」と回答する市民が３０．１％となっています。

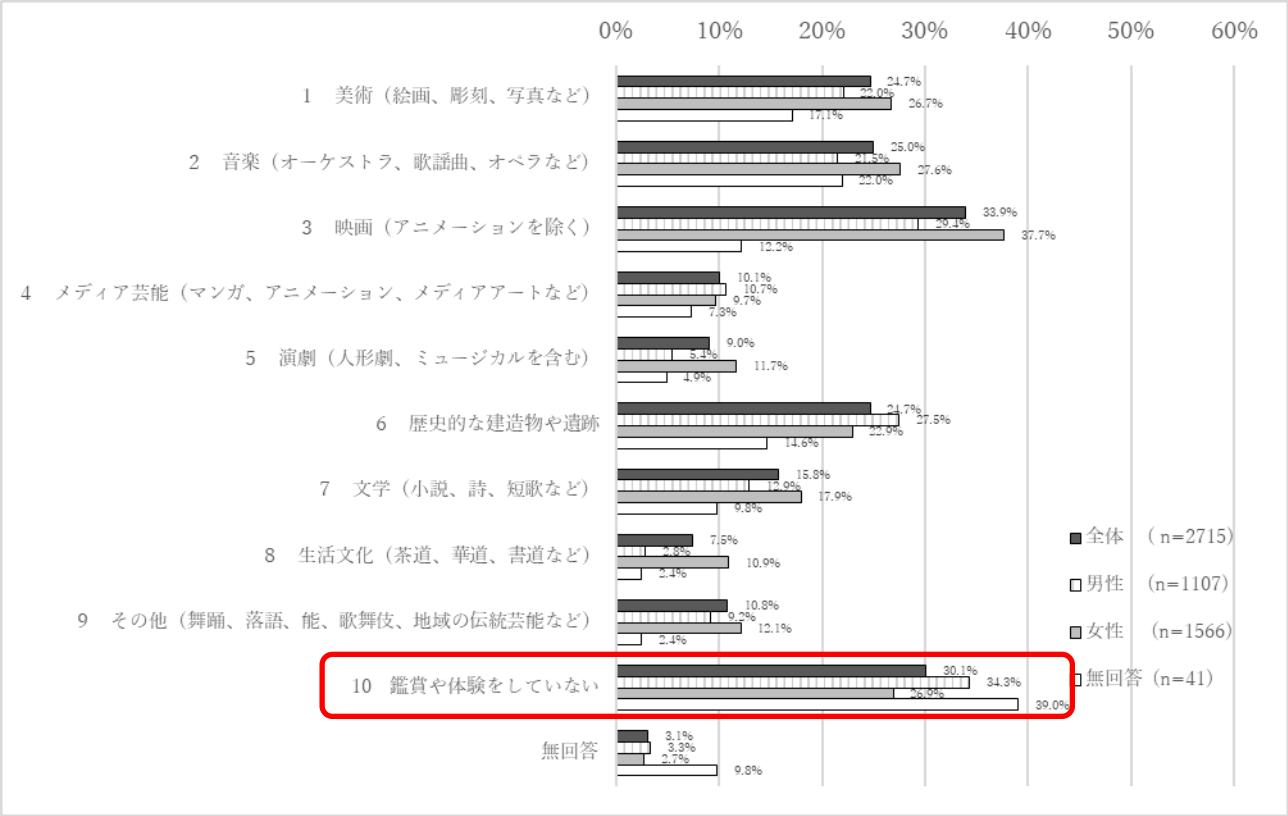
また、文化庁が実施した文化に関する世論調査報告書（２０１９年度）※によると、７９．６％の国民が伝統的な祭りや建物などの存在が、その地域にとって誇りとなるかという質問に「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答する一方、過去１年間に文化芸術イベントについて「鑑賞したものはない」と回答する国民が２９．８％、文化芸術活動を実践したり、ボランティアとして「活動も支援もしていない」と回答する国民が７２．３％となっており、全国的にも、文化芸術活動への参加者は少ない状況となっています。

前橋市の自然・歴史文化・食・風土などに誇りを感じるか。（２０１９年度市民アンケート調査より。）



※ 出典：文化庁地域文化創生本部,「文化に関する世論調査報告書」,文化庁,2020,6 頁,10 頁,16 頁

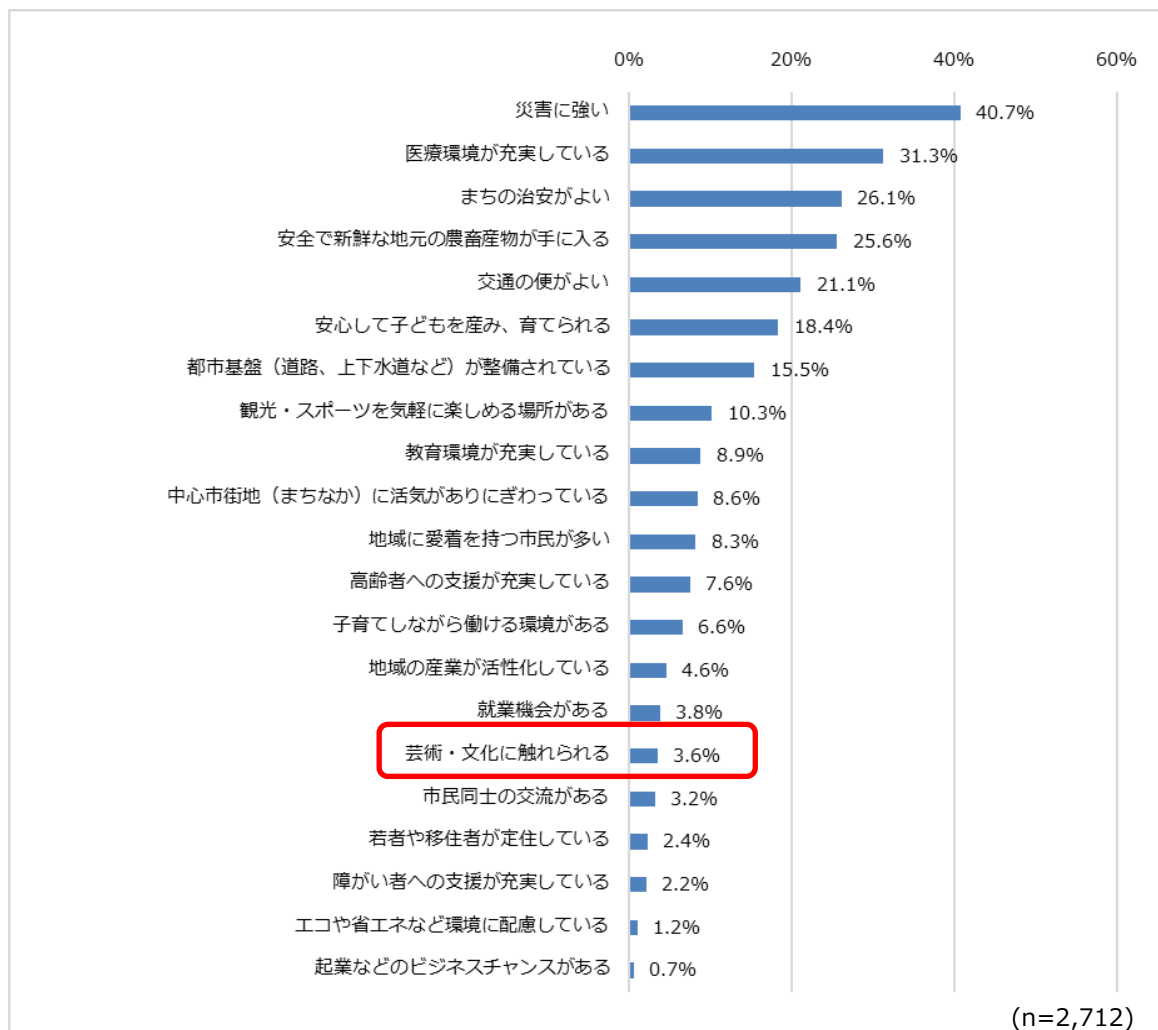
過去1年間にどのような文化芸術の鑑賞や体験をしたか。(2019年度市民アンケート調査より。)



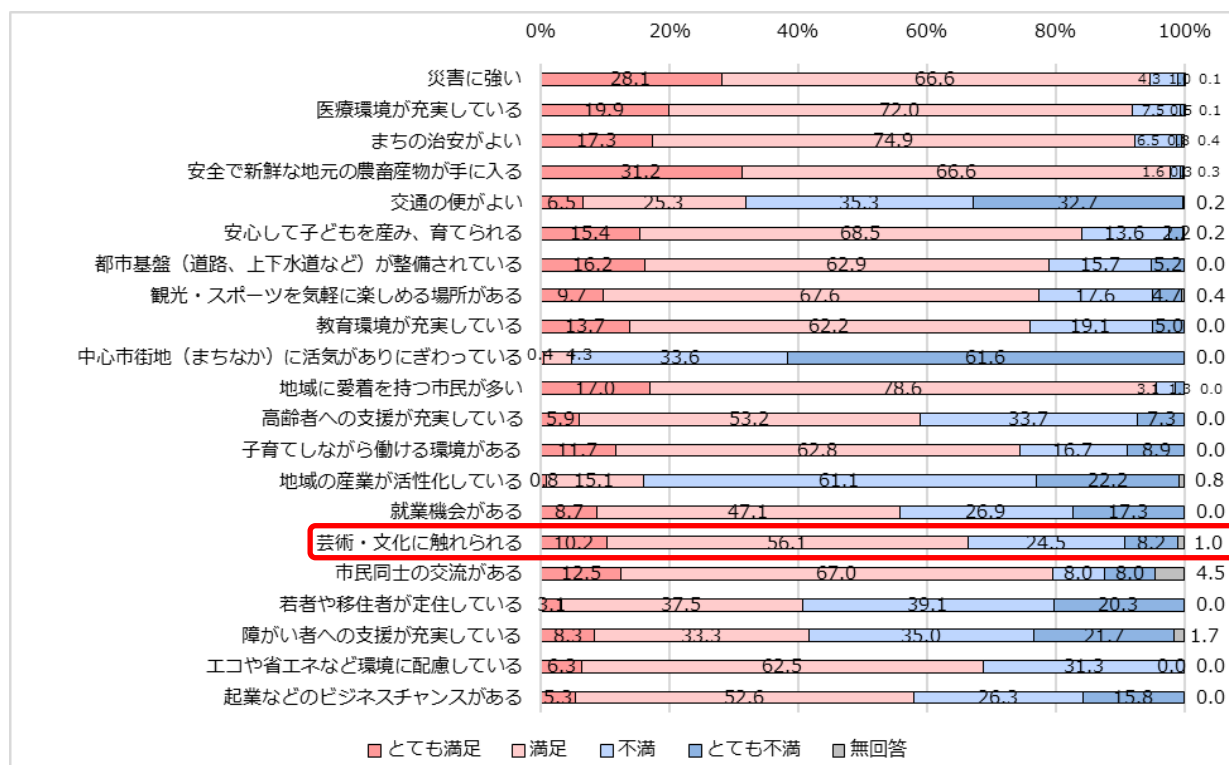
② まちの住みやすさ

本市におけるまちの住みやすさとして重要視している項目のうち、上位3つが「災害に強い」40.7%、「医療環境が充実している」31.3%、「まちの治安がよい」26.1%となっているのに対し、「芸術・文化に触れられる」と回答した人は、3.6%と21項目中16番目と低くなっています。一方で、芸術・文化に触れられることに対して「とても満足」「満足」と回答した人が66.3%と高くなっています。

前橋市のまちの住みやすさ【重要度】（3つまでを選択）（2019年度市民アンケート調査より）



前橋市のまちの住みやすさ【満足度】（3つまでを選択）（2019年度市民アンケート調査より）



3 文化事業の拠点となる文化施設

本市においては、前橋市公共施設白書（改定版）にて、11の施設を文化施設として定義づけており、別表のとおり状況となっています。

このほか、本市には群馬県民会館（ベイシア文化ホール）、群馬県生涯学習センター、群馬県立文書館、群馬会館や県立・市立図書館などの文化施設があります。

別表 前橋市公共施設白書における11の文化施設の状況

施設名称/ 建築(開館)年		設置目的	事業内容	関係法令	利用者数 2011年/2017年
1	前橋市民文化会館 /1982	芸術文化の普及振興及び 市民福祉の増進を図り、市 民生活の向上に寄与する ことを目的	①文化芸術事業へのホール、展示室等の貸館 ②市民の文化芸術活動のための会議室、練習 室等の貸館 ③芸術文化推進のための公演等の実施	・前橋市民文化会館 に関する条例	316,650 /318,714
2	前橋市民文化会館 大胡分館/1994				25,902 /16,301
3	水と緑と詩のまち 前橋文学館 /1993	文学に関する市民の理解 と関心を深め、芸術文化の 向上、発展を目的	①文学に関する書籍等、その他の資料の収集、 保管、展示及び閲覧 ②芸術文化を推進するための講演会や講座等 の実施 ③芸術文化の向上のためのホール、展示室等 の貸館事業	・博物館法（博物館 相当施設） ・水と緑と詩のまち 前橋文学館に関する 条例	19,602 /49,532
4	アーツ前橋 /2013 1987 開店「前橋 西武 WALK 館」を リノベーション	多様な表現活動を広く市 民に紹介し、芸術文化を通 じた交流の場を提供する ことを目的	①芸術文化に関する作品その他芸術文化に関 する資料の収集、保管、展示及び閲覧 ②作品等の利用に関する必要な助言等 ③作品等に関する調査、研究及び情報交換 ④多様な芸術に関する展覧会、講演会、公演、 研究会等 ⑤芸術に関する案内書、解説書、年報、調査 報告書等の作成及び頒布	・博物館法（博物館 相当施設） ・アーツ前橋の設置 及び管理に関する条 例	— /83,121
5	前橋市芸術文化 れんが蔵/2013 大正時代の酒屋 の醸造蔵をリノ ベーション	歴史的建築物(旧大竹酒造 煉瓦蔵)を活かした芸術文 化活動及び交流の場を市 民に提供し、文化の普及・ 振興、市民生活の向上を目 的	①演劇、作品展示、音楽演奏等の芸術文化活 動を実施する場の提供 ②ワークショップ、市民交流等の多目的利用 施設	・文化財保護法（国 登録有形文化財） ・前橋市芸術文化れ んが蔵の設置及び管 理に関する条例	— /4,260

	施設名称/ 建築(開館)年	設置目的	事業内容	関係法令	利用者数 2011 年/2017 年
6	臨江閣 /本館 1884・別館 1910(2017 から一 般公開・利用を開 始)	本市発展の歴史を伝える 臨江閣を保存し、その活用 を図ることにより、郷土の 歴史及び文化に対する市 民の知識と理解を深め、市 民文化の向上及び全国に 魅力を発信する	①市民の日本文化活動の発表、展示等への場 所の提供 ②歴史、文化学習のための施設見学 ③和装衣装での記念撮影場所、雑誌企画会社 等の撮影場所としての提供活用 ④雛人形の展示など多目的な企画での活用	・文化財保護法（国 指定重要文化財） ・前橋市文化財保護 条例、 臨江閣の設置及び管 理に関する条例	18,039 /32,241
7	前橋市蚕糸記念館 /1912(1981 移築)	蚕糸業とともに歩んでき た、前橋の近代化をしのび 「生糸の町前橋」の象徴と して、県の指定文化財にも なっている旧蚕糸試験場 事務棟を敷島公園に移築、 保存し記念館として設置	①養蚕具、製糸業に用いる用具機械、機織り 機、養蚕信仰の資料展示 ②富岡製糸場世界遺産伝道師協会協力による 座繰り体験の実施 ③施設見学	・文化財保護法（県 指定重要文化財） ・前橋市文化財保護 条例	7,261 /5,145
8	大室公園民家園 /江戸時代末期	「生糸の町前橋」を支えた 赤城南麓に多くみられる 赤城型民家と呼ばれる典 型的な養蚕農家で、江戸時 代末期に建築されたもの を移築復元して、後世に伝 えることなどを目的	①施設の維持、保存管理 ②施設見学	・文化財保護法 ・前橋市文化財保護 条例	2,555 /7,748
9	阿久沢家住宅 /17 世紀末	平屋建て、茅葺、寄棟造り で、北関東地域の平地の中 規模農家の典型的な古民 家で建築手法から江戸時 代前半、17 世紀末頃に建 てられたと推定され、後世 に伝えることなどを目的	①施設の維持、保存管理 ②施設見学	・文化財保護法（国 指定重要文化財） ・前橋市文化財保護 条例	— /1,846
10	粕川歴史民俗 資料館/1998	郷土の歴史と文化に対す る市民の知識と理解を深 め、もって市民文化の向上	①常設展示コーナーにおいて、郷土の歴史と 文化を紹介 ②企画展開催 ③学校教育体験学習	・文化財保護法 ・前橋市文化財施設 の設置及び管理に関 する条例	1,967 /1,868
11	総社歴史資料館 /2015	並びに教育及び学術の発 展に寄与する			— /8,161

4 本市における文化振興をめぐる課題

第七次前橋市総合計画、文化に関する市民の意識、文化事業の拠点となる文化施設の現状や社会状況から見えてくる本市の文化振興をめぐる課題は次のとおりです。

●市民からの課題（2019 年第 18 回市民アンケート調査報告書より）

「芸術・文化に触れられる」ことを重要視している市民が少ない一方、満足度は高い結果となっているため、現行の施策は維持しつつ、芸術・文化の鑑賞や体験ができる機会を増やす必要があります。

●社会状況の変化

少子高齢化が加速する一方、グローバル化や情報通信技術の進展により、文化的な多様性や相互理解の重要度が一層増していることから、市民の文化振興を支援しながら、将来を担う人材を育成し、確保していくことが求められています。

文化施設の活用状況に偏りがあり、老朽化が進んでいることから運営や活用方法を検討していく必要があります。

（参考）施設名・建築年数

前橋市民文化会館・39 年

前橋市民文化会館大胡分館・27 年

水と緑と詩のまち前橋文学館・28 年

※建築年数は 2021 年現在

●予測できない事態

新型コロナウイルス感染症の拡大に見られるような、予測できない事態が発生した際に、市民の文化芸術活動に大きな制限が加わります。また、行政の文化施設の運営や文化芸術事業についてもその対応が求められています。

第3章 大切にしていける視点と具体的な取り組み

1 文化振興のために大切にしていける視点

2章で示した本市における文化振興をめぐる課題を解決し、前橋文化の創造及び文化を基盤としたまちづくりを実現（文化振興条例第1条 目的）するために、本方針では、文化振興条例における5つの基本理念と第七次総合計画における3つの行動指針を踏まえて、以下の4つの視点を柱として具体的な取り組みを推進していきます。

【視点1】

「守り・伝える」 視点を大事にしていきます。

⇒先人が育み、受け継いできた文化を守り、見つめ直し、次の世代に伝えていきます。また、本市の多様な文化を地域の内外に広く発信していきます。

【視点2】

「育て・磨く」 視点を大事にしていきます。

⇒本市に眠っている人的、物的な宝を掘り起こし、育て、磨き上げていきます。

【視点3】

「支え・創る」 視点を大事にしていきます。

⇒新たな分野への挑戦、創造的な活動を支え、活かすことにより前橋の新しい文化をつくっていきます。

【視点4】

「つながる・つなげる」 視点を大事にしていきます。

⇒分野（ジャンル）や規模、活動者の多様性を担保し、受け入れることにより生まれるつながりを他者につなげていきます。

前橋市文化振興条例 5つの基本理念

文化が持つ多様性並びに市民等の自主性及び創造性を尊重し、市民等の生活の充実を図ります。

文化活動の担い手である人材を発掘し、育成するとともに、その能力を十分に発揮することができる環境の整備を図ります。

文化を知識情報化社会における重要な地域資源と位置付け、産業、観光等の振興に関する施策と連携を図ります。

地域の内外に広く文化が発信され、文化による交流及び広域的な連携を図ります。

文化が長い時間をかけて培われ、根付き、次代に継承される点を考慮し、長期的かつ継続的な視点で取り組みます。

第七次前橋市総合計画 3つの行動指針

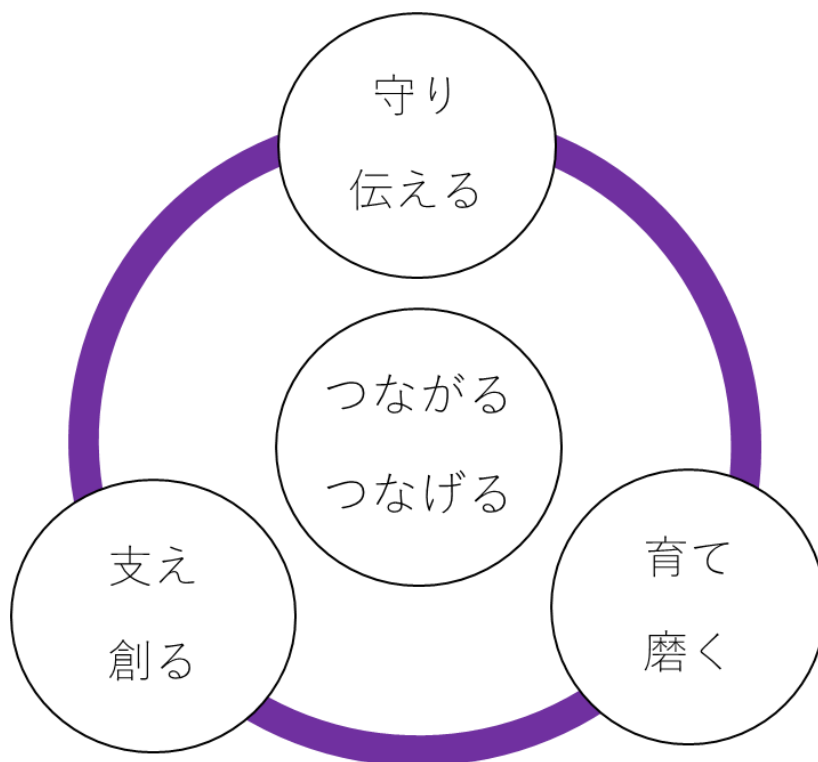
認め合い、支え合う

つながり、創造する

未来への責任を持つ



文化振興のために大切にしていける4つの視点



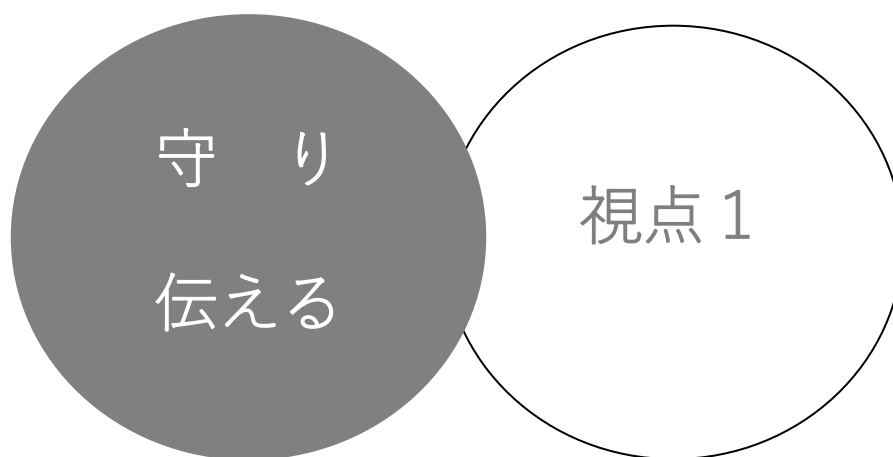
この図は、視点「つながる つなげる」を輪の中心としてそれぞれの視点をつなぎ、文化をめぐる好循環の輪として大きく広げていくことを示しています。

2 大切にしていける視点と具体的な取り組み①

前橋には、古墳をはじめとする歴史的文化遺産が数多くあります。

また、多くの詩人を輩出し、詩情豊かで文化的な薫りを醸成してきました。

文化は地域のアイデンティティを高め、郷土前橋を愛する心を育むものです。これからも前橋の文化を大切に守り、将来に伝え引き継いでいくことが求められます。



先人が育み、受け継いできた文化を守り、見つめ直し、次の世代に伝えていきます。

また、本市の多様な文化を地域の内外に広く発信していきます。

【具体的な取り組み例】

- 臨江閣や大室古墳などの文化財や郷土の偉人などの歴史文化遺産を活用した各種イベントの開催
- 前橋市郷土芸能大会など、郷土芸能普及啓発事業の実施
- 前橋学ブックレット※の発刊
- 前橋市民文化会館及び大胡分館での舞台芸術活動の促進、公演の開催
- 前橋文学館及びアーツ前橋による展覧会の開催
- 前橋文学館による萩原朔太郎賞、朔太郎音楽祭をはじめとした主要事業の継承及び、全国文化施設との顕彰事業の連携
- 市内に残る歴史的風致を維持し、活用したまちづくりの推進

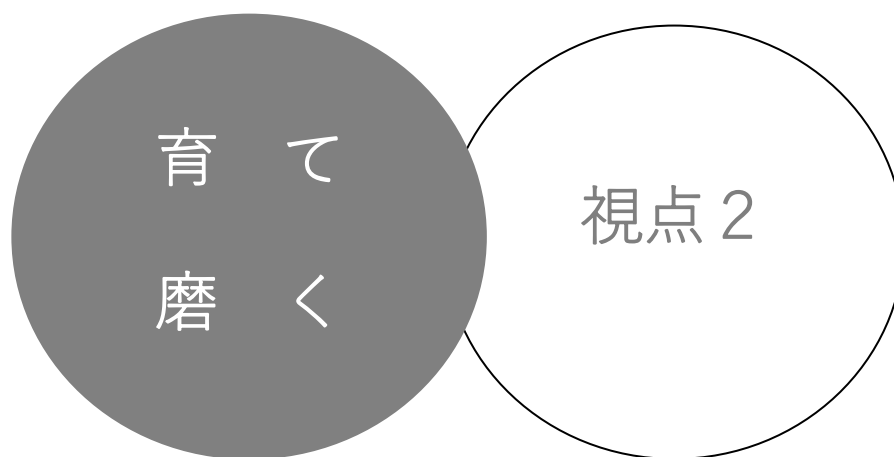
※前橋学ブックレット … 前橋の誇る先人、素晴らしい自然、埋もれた歴史を後世に語り継ぎ、市民が前橋に対する誇りと愛着を高めるとともに、全国に向けて前橋の魅力を発信するために発刊しているブックレット



2 大切にしていく視点と具体的な取り組み②

文化は人々の人間性を育み、創造性や感性を豊かにし、生活に潤いと喜びを与えます。一方で少子高齢化が加速する中、グローバル化や情報通信技術の進展により、文化的多様性や相互理解の重要度が増しています。

未来に目を向け、将来を担う人材を育成し、確保し、またその能力を発揮できる環境の整備が求められます。



本市に眠っている人的、物的な宝を掘り起こし、育て、磨き上げていきます。

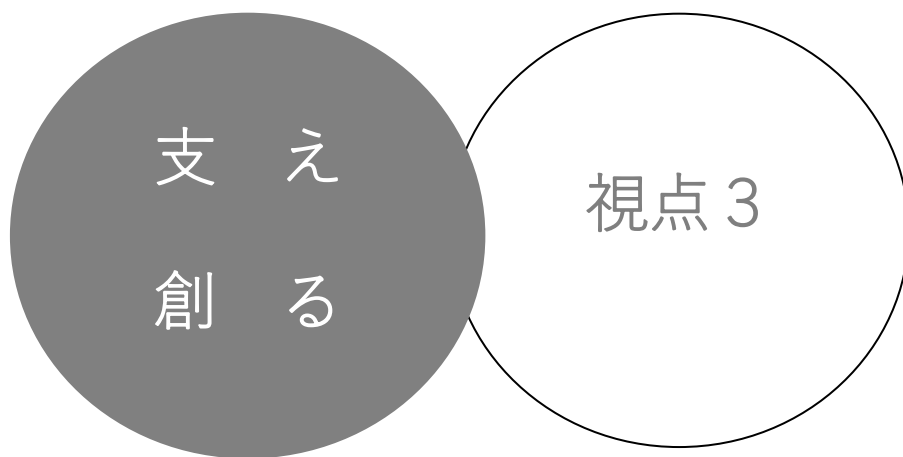
【具体的な取り組み例】

- 前橋学市民学芸員の養成及び活用
- 前橋市文化協会による子供たちのふれあい体験事業の開催
- ホールを活用した小学生芸術鑑賞事業やワークショップ事業の開催
- 小中学生による朔太郎詩の世界の絵画展開催
- アーティストの滞在制作事業による地域資源の発掘
- アーティストやクリエイターと学校の連携によるワークショップ・授業の開催
- 前橋市民文化会館及び大胡分館、芸術文化れんが蔵など文化施設の維持管理と利用促進



2 大切にしていける視点と具体的な取り組み③

市民にとって文化芸術活動がより身近に感じられ、芸術・文化の鑑賞や体験ができる機会をつくること、また主体的な文化活動や創造的な活動を支援することは、地域の活気や魅力を高め、前橋の新たな文化の創造につながります。



新たな分野への挑戦、創造的な活動を支え、活かすことにより前橋の新しい文化をつくっていきます。

【具体的な取り組み例】

- アーツカウンシル前橋※による文化芸術活動への助言・支援
- ボランティアやサポーターによる文化施設での解説活動の促進
- まえばし市民ミュージカルなど、市民が主体となった活動への支援
- 動画配信や館外展示など形式にこだわらない前橋文学館やアーツ前橋での事業展開
- 展覧会の実施に留まらず、「おしゃべりアートデイズ」※や「先生のための無料招待ウィーク」などアーツ前橋の独自事業の展開
- 福祉・教育・医療など異分野とアートを結び付けた事業の展開

※アーツカウンシル前橋 … 前橋市の文化行政を推進する新たな仕組みとして、文化行政の専門性、透明性及び公平性を担保することを目的に設立した審議会形式の組織

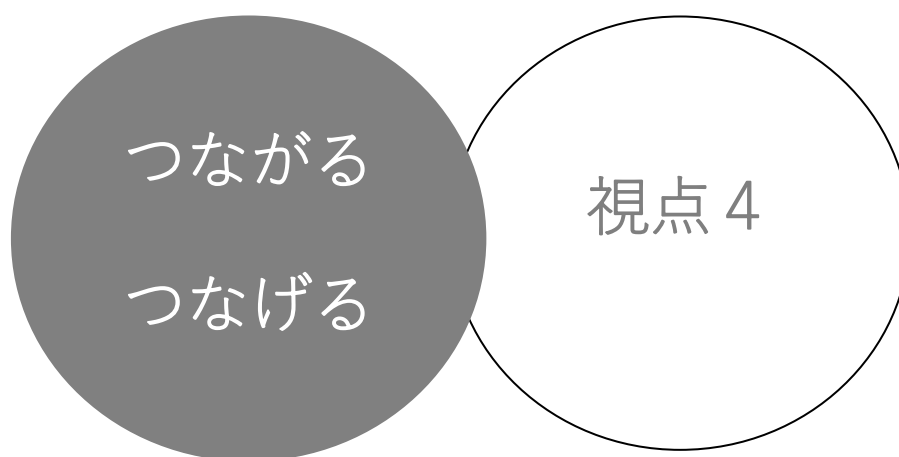
※おしゃべりアートデイズ … 作品をじっくり鑑賞して、参加者同士で気づいたことや感じたことを自由に語らい合う事業



2 大切にしていける視点と具体的な取り組み④

文化は芸術、教育、福祉、産業や観光などの経済といった生活全般の多岐にわたります。また、文化の振興にあたっては市民や文化活動団体のみならず企業、NPO、ボランティアなど様々な主体がそれぞれの役割を担っています。

多様なジャンルや様々な主体がお互いの個性や価値観を認め合い、交流や連携をととして「つながる」ことで波及効果と相乗効果が期待できます。



分野（ジャンル）や規模、活動者の多様性を担保し、受け入れることにより生まれるつながりを他者につなげていきます。

【具体的な取り組み例】

- 前橋市民展や各地区公民館による文化祭の開催
- 文化協会を核とした文化芸術活動の開催（「前橋市民芸術文化祭」や「和と文化のつどい」）
- 国際交流協会を通じた国際交流や多文化共生事業の促進（国際理解講座や各国料理教室などの開催）
- アーツカウンシル前橋による文化芸術市民会議※の開催
- 文化芸術や歴史遺産に関連する商品の開発と販売の促進
- 文化施設の多様な活用（ライトアップやユニークベニユー※、ロビーコンサート、ナイトマルシェ※などの開催）
- まえばし観光大使を活用した寄席の開催
- 前橋シネマハウスの運営による映像文化の振興とフィルムコミッションによる活動誘致

※文化芸術市民会議 … 文化芸術の振興に関して、市民等と自由かつ率直に意見交換をするための会議

※ユニークベニユー … 歴史的建造物や文化施設で会議・レセプションを開催することで特別間や地域特性を演出できる会場

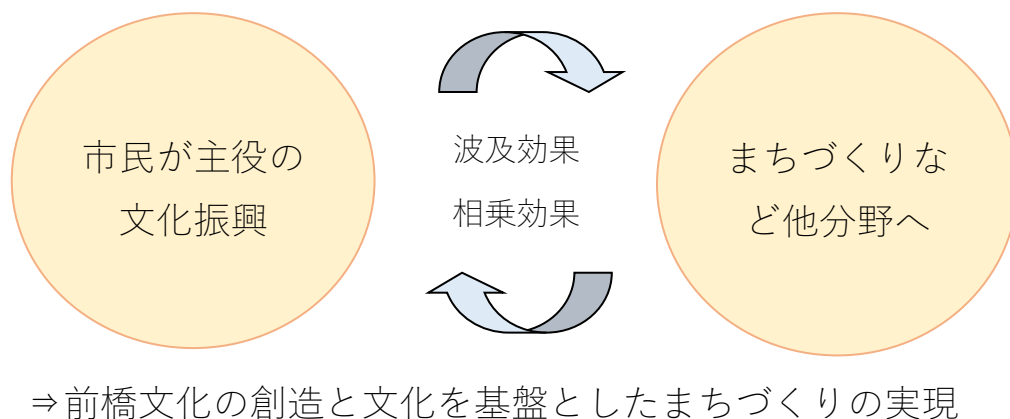
※ナイトマルシェ … 夜間屋外でミニコンサートや飲食を楽しむイベント



第4章 方針の推進に向けて

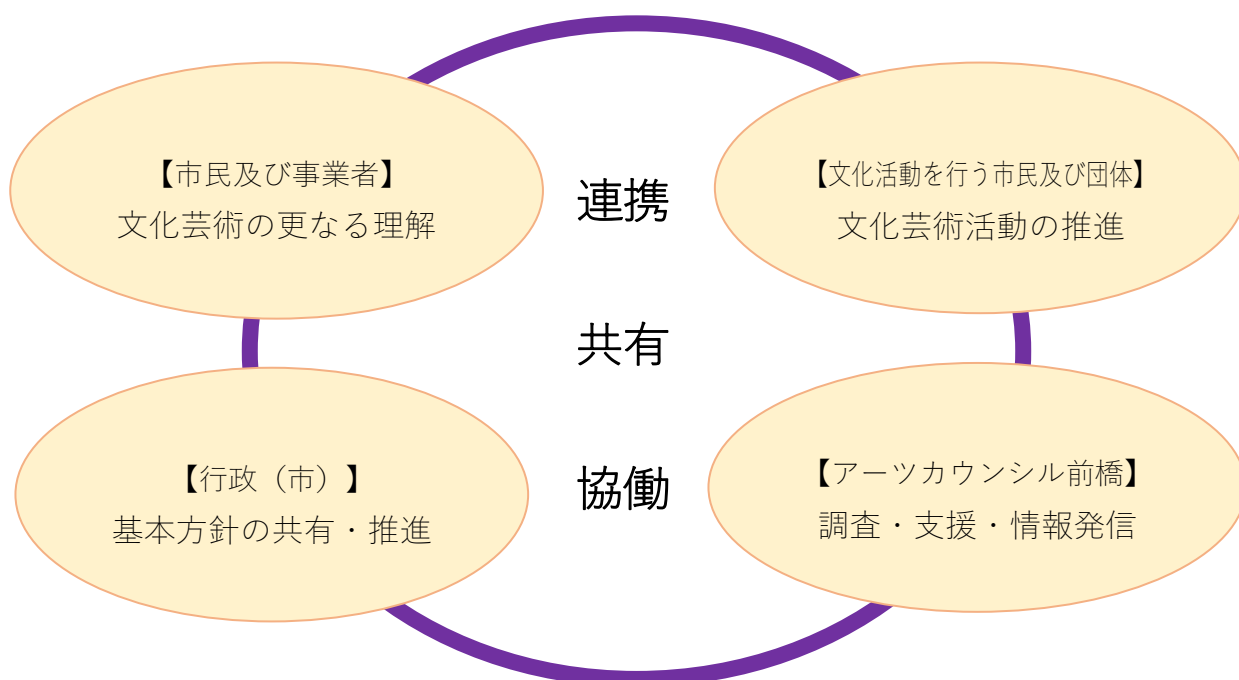
1 基本的なスタンス

市民が主役となって文化を振興することは、市民が心の豊かさやゆとりを実感し、未来の市民に文化を引き継いでいくことの基盤です。さらにそうした環境を維持し、取り組みを促進することでまちづくりなどの他の分野にも効果が波及し、まちの活力やシビックプライドの醸成など文化をめぐる好循環の輪（相乗効果）を形成していきます。



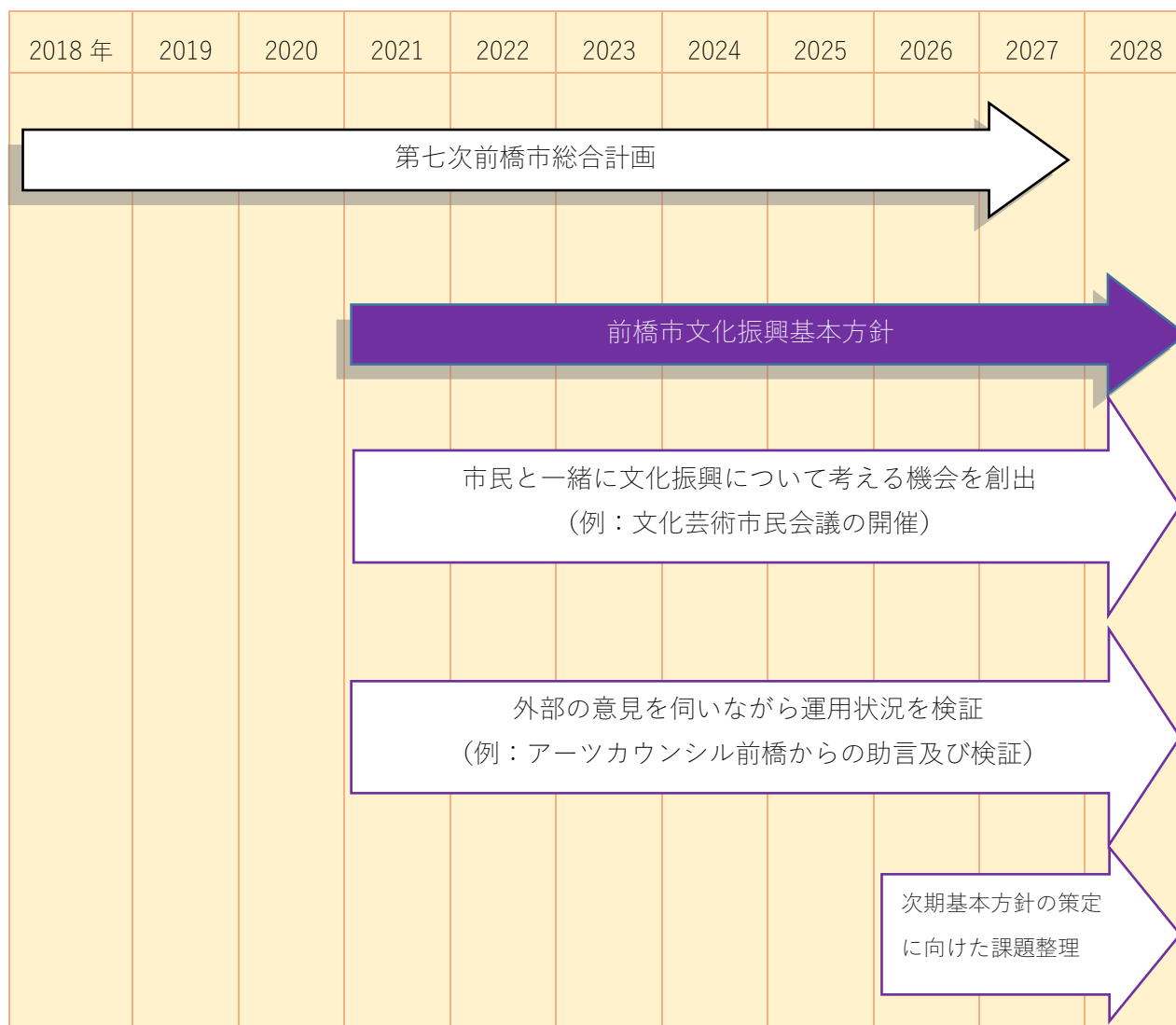
2 推進に向けた連携の強化

上記の基本的なスタンスを踏まえ、本基本方針を効果的に運用していくため、「市民及び事業者・文化活動を行う団体・アーツカウンシル前橋・行政（市）」の連携をより一層強化し、情報を共有しながら協働して文化の振興に関する施策を推進していきます。



3 方針の運用イメージ

方針の期間を通じて、文化芸術市民会議など様々な場面において市民と一緒に文化振興について考える機会を創出するとともに、アーツカウンシル前橋などの外部の意見を伺いながら運用状況を検証し、方針を運用していきます。



- 1 策定経過
- 2 パブリックコメントの実施状況
- 3 前橋市文化振興条例
- 4 アーツカウンシル前橋設置要綱
- 5 文化庁地域文化創生本部「文化に関する世論調査報告書」
(令和元年度)
- 6 アーツカウンシル前橋 委員名簿

1 策定経過

アートカウンシル前橋による策定経過

開 催 日	検 討 内 容
2019年 9月30日	・ 前橋市文化振興基本方針策定までのスケジュール確認
2019年12月16日	・ 前橋市文化振興基本方針の構成内容及び今後のスケジュール確認
2020年 3月23日	・ 前橋市文化振興基本方針の構成内容検討
2020年 6月11日	・ 前橋市文化振興基本方針の内容検討
2020年 7月16日	・ 前橋市文化振興基本方針の内容検討
2020年 9月24日	・ 前橋市文化振興基本方針の内容検討
2020年12月17日	・ 前橋市文化振興基本方針の内容検討
2021年 3月23日	・ 前橋市文化振興基本方針（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果について ・ 前橋市文化振興基本方針の内容検討

2 パブリックコメントの実施状況

実 施 期 間	2021年3月1日（月）～2021年3月15日（月）
閲 覧 場 所	前橋市ホームページ 文化国際課（市役所 12 階） 情報公開コーナー（市役所 2 階） にぎわい商業課（K'BIX 元気 21 まえばし 1 階） 市立図書館 各支所及び各市民サービスセンター
提 出 の 方 法	各閲覧場所へ直接、文化国際課へ郵送・FAX・電子メール

3 前橋市文化振興条例

2015 年 4 月 1 日 制定

芸術や芸能、スポーツ、教育、産業といった生活全般の多岐にわたる文化は、人々の人間性を育み、創造性や感性を豊かにし、生活に潤いと喜びを与えるものである。また文化は、地域のアイデンティティを高め、郷土を愛する心を育むとともに、地域の産業や観光などの重要な地域資源として、魅力と活力あるまちづくりの原動力となるものである。

前橋は、雄大な赤城山を背景に利根川、広瀬川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれている。また、古墳をはじめとする数多くの歴史的遺産は、古代から営々と築いてきた前橋特有の文化的風土を今に伝え、さらに、近代以降の製糸業を中心とした絹産業の隆盛が、日本の近代化の礎と県都としての繁栄の基盤となった。そして、多くの詩人を輩出するなど、前橋は「水と緑と詩のまち」とうたわれる詩情豊かな文化的薫りを醸成してきた。

今日、工業化社会から高度な知性・創造性と多様性を志向する知識情報化社会へと社会構造が転換する中であって、将来にわたり市民が心豊かに暮らし、前橋が魅力と活力のある都市として成長し続けるためには、文化を基盤としたまちづくりが求められている。

そのため、市並びに市民、文化活動を行う団体及び事業者（以下「市民等」という。）が文化ビジョンを共有し、先人が育んできた文化を見つめ直すとともに、新たな文化を創造し、将来の世代に引き継いでいく必要がある。

ここに、市と市民等が協働で文化を振興し、心の豊かさが実感できるまちづくりを推進するとともに、市民力と英知を結集し、郷土に愛着を感じ、地域の内外に誇れる前橋の文化（以下「前橋文化」という。）を創造するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、文化の振興に当たっての基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市民等が文化を享受し、前橋文化の創造及び文化を基盤としたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されるものとする。

- (1) 文化の振興に当たっては、文化が持つ多様性並びに市民等の自主性及び創造性を尊重することを旨とし、市民等の生活の充実が図られること。
- (2) 文化の振興に当たっては、文化活動の担い手である人材を発掘し、及び育成するとともに、その能力を十分に発揮することができる環境の整備が図られること。
- (3) 文化の振興に当たっては、文化を知識情報化社会における重要な地域資源と位置付

け、産業、観光等の振興に関する施策と連携が図られること。

(4) 文化の振興に当たっては、地域の内外に広く文化が発信され、文化による交流及び広域的な連携が図られること。

(5) 文化の振興に当たっては、文化が長い時間をかけて培われ、及び根付き、並びに次代に継承される点を考慮し、長期的かつ継続的な視点で取り組むこと。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民及び文化活動を行う団体は、文化の担い手として主体的に文化を振興し、及び文化を創造するとともに、多様な文化活動を理解し、及び尊重し、並びに相互の交流に努めるものとする。

2 事業者は、前項に規定する役割並びに市民及び文化活動を行う団体の活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(基本方針)

第6条 市長は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化の振興に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、基本方針を定めるに当たっては、市民の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境の整備)

第7条 市は、市民等が等しく文化を享受し、及び創造し、並びに市民等の文化活動が活発に行われるため、多様な機会の確保及び環境の整備に努めるものとする。

2 市は、文化に係る交流が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第8条 市は、文化の担い手となる人材を育成し、及び活用するための必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、次代を担う子どもたちの豊かな創造性及び感性を育むため、文化に関する教育の充実、子どもが行う文化活動に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

（文化的な資源の保存及び活用）

第9条 市は、文化財、歴史的遺産、景観等の地域に根ざした文化的な資源を保存し、及び活用するための必要な措置を講ずるものとする。

（産業、観光等の振興に関する施策との連携）

第10条 市は、文化の振興に関する施策及び産業、観光等の振興に関する施策の連携を図り、魅力と活力のある文化を基盤としたまちづくりに資するよう配慮するものとする。

（前橋文化の創造及び発信）

第11条 市は、地域の文化的な資源及び人材を生かし、市民等と協働して前橋文化を創造し、各方面に発信するように努めるものとする。

（顕彰）

第12条 市は、文化の振興に関し功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

（施策の推進のための措置）

第13条 市は、文化の振興に関する施策を効果的に推進するため、市民、文化活動を行う団体及び文化に関し専門的知識を有する者の意見を求め、これを適切に施策に反映させるための制度を整備するものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

4 アーツカウンシル前橋設置要綱

2018 年 4 月 1 日 施行

（設置目的）

第 1 条 前橋市文化振興条例第 13 条に基づき、本市の文化行政を推進する新たな仕組みとして、行政と一定の距離を置き、文化芸術の専門家による調査、分析等を行うアーツカウンシルの仕組みを導入し、文化行政の専門性、透明性及び公正性を確保する。

（所掌事務）

第 2 条 アーツカウンシル前橋の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）本市に関係する文化芸術事業を調査、分析し、評価すること
- （2）文化芸術市民会議（文化芸術の振興に関して市民等と自由かつ率直な意見交換をするための会議）を運営すること
- （3）アーツカウンシル前橋が本来のアーツカウンシルとしての機能を発揮し、活動するための組織のあり方について研究すること
- （4）その他アーツカウンシル前橋の目的に資する活動について

（組織）

第 3 条 アーツカウンシル前橋の委員は、次に掲げる者のうちから市長が選出する。

- （1）外部有識者
- （2）その他市長が認める者

（任期）

第 4 条 アーツカウンシル前橋の委員の任期は、2 年以内とする。

- 2 前項の委員は、再任することができる。

（統括責任者及び会議等）

第 5 条 アーツカウンシル前橋に統括責任者及び副責任者を置き、委員の互選により定める。

- 2 統括責任者は、会務を総理し、アーツカウンシル前橋を代表する。
- 3 統括責任者は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 副責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者に事故があるときには、その職務を代行する。

（調査員）

第 6 条 アーツカウンシル前橋が所掌事務である「調査、分析」を実施するに当たり、文化芸術に関する専門性を確保するため調査員（リサーチャー）を置くことができる。

（庶務）

第 7 条 アーツカウンシル前橋の庶務は、事務局長及び文化国際課において処理する。

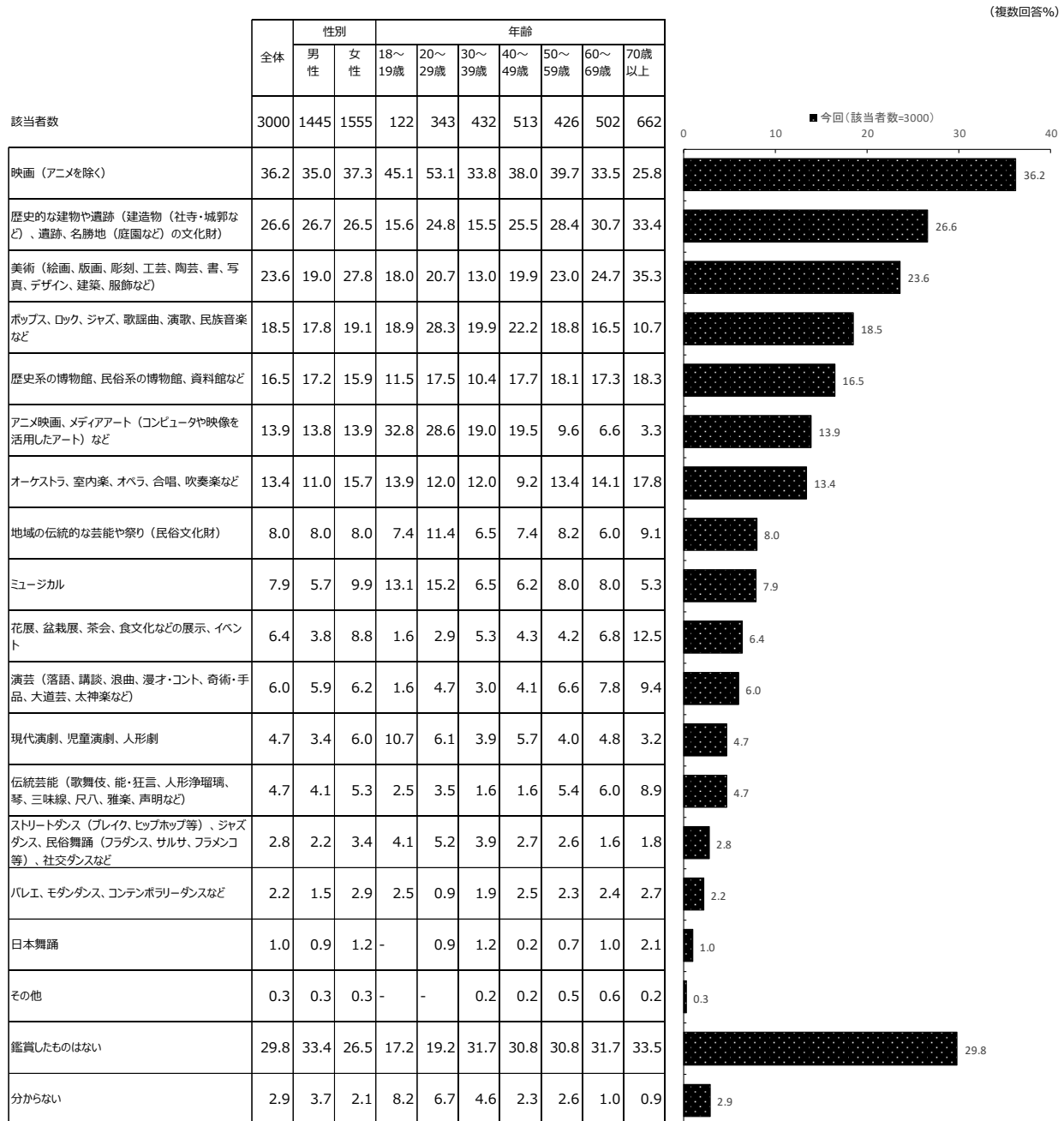
- 2 前項の事務局長は、文化国際課長がこれを兼ねる。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、アーツカウンシル前橋の運営に関し必要な事項は、統括責任者がアーツカウンシル前橋の委員及び前橋市と協議し、定める。

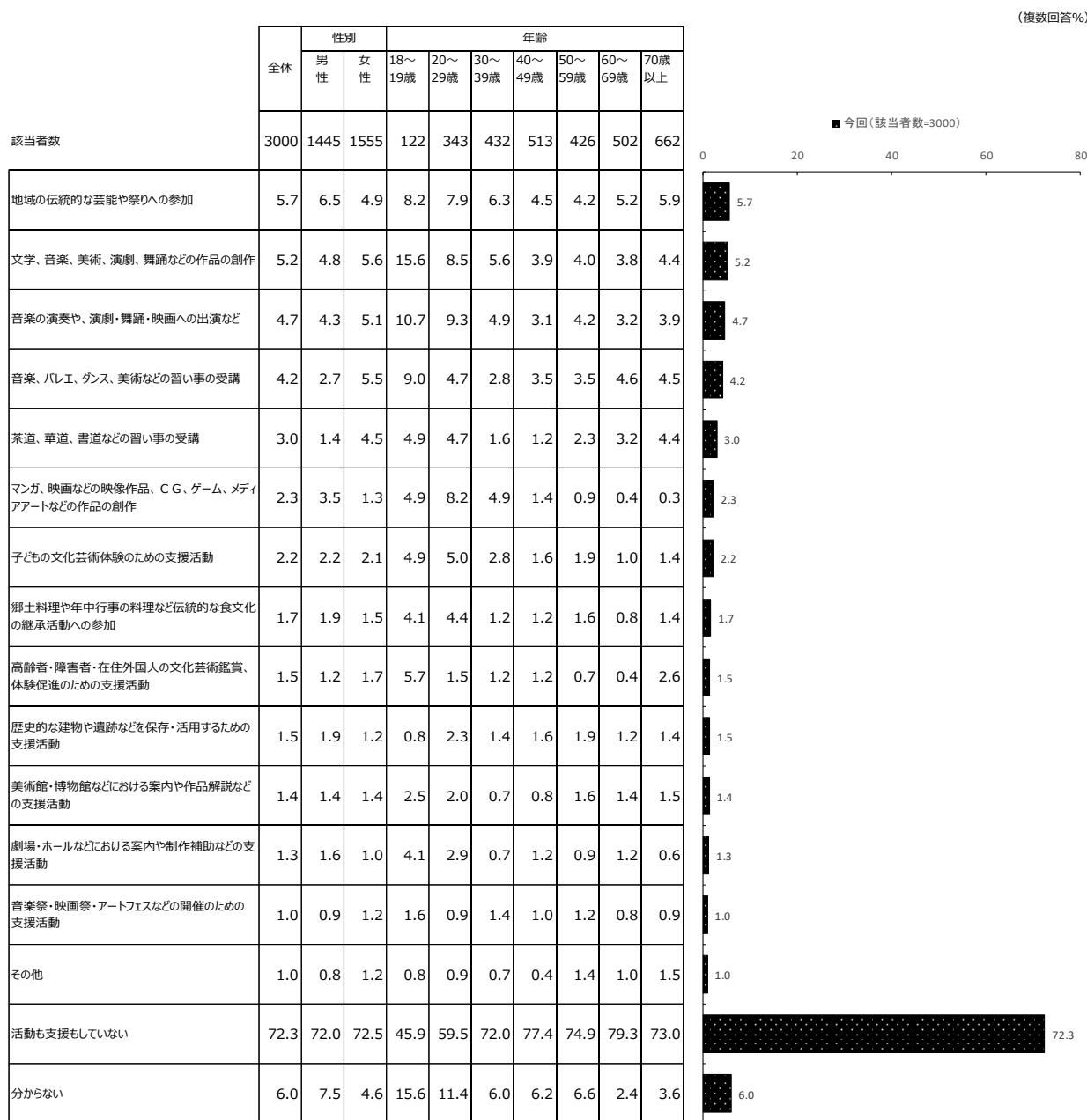
5 文化庁「文化に関する世論調査報告書」（2019 年度調査）

○ この１年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財の鑑賞、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントを直接鑑賞したことはありますか。



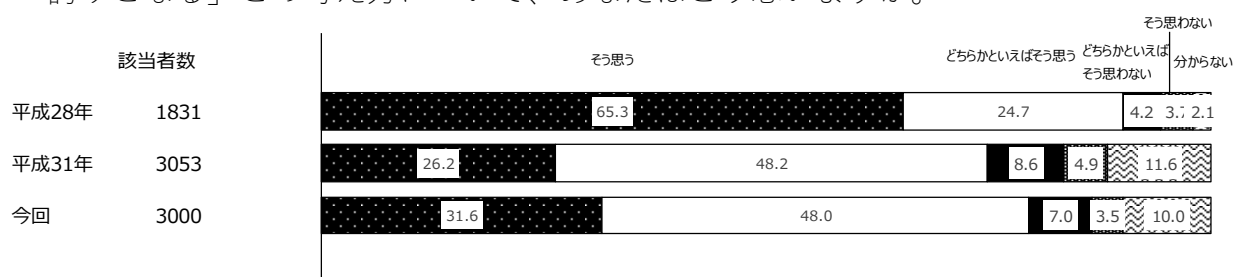
出典：文化庁「文化に関する世論調査報告書」（2019 年度）6 頁

○ この１年間に、鑑賞ではなく、自分で文化芸術活動を実践（創作や出演、習い事、祭や体験活動への参加など）したり、ボランティアとして活動を支援したことはありますか。



出典：文化庁「文化に関する世論調査報告書」（2019 年度）10 頁

○ 「伝統的な祭りや歴史的な建物などの存在が、その地域の人々にとって地域への愛着や誇りとなる」との考え方について、あなたはどのように思いますか。

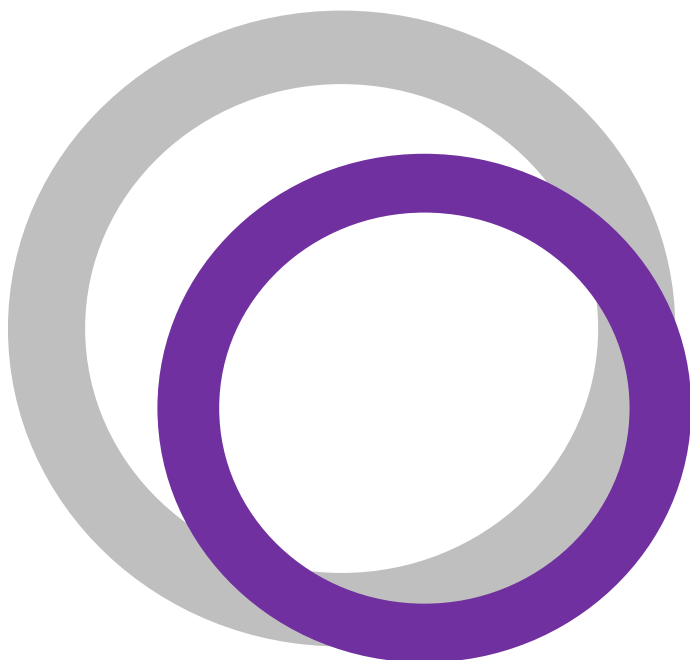


出典：文化庁「文化に関する世論調査報告書」（2019 年度）16 頁

6 アーツカウンシル前橋 委員名簿 (2021 年 3 月現在)

(敬称略)

役職	氏名	所属・役職
統括責任者	友岡 邦之	高崎経済大学教授 アーツ前橋運営評議会副委員長
副責任者	中島 信之	元前橋市芸術文化施設運営検討委員会委員長
委 員	奥田 雄一郎	共愛学園前橋国際大学教授
委 員	染谷 滋	元館林美術館長 前橋市収蔵美術品専門委員会委員
委 員	野本 文幸	特定非営利活動法人まやはし理事長



(仮) 前橋市文化振興基本方針

2021 年 3 月

編集・発行 前橋市文化スポーツ観光部文化国際課
〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

電 話 0 2 7 - 8 9 8 - 6 5 2 2

F A X 0 2 7 - 2 2 4 - 1 1 8 8

電子メール bunka@city.maebashi.gunma.jp